平成２１年（フ）第１１３９号
千葉県浦安市海楽２丁目17番21号　小島ハイツ205
債務者　菊岡　　仁
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１６０号
千葉県市川市稲荷木３丁目２番８号　稲荷木団地222号
債務者　小幡　明子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９２号
新潟県上越市高土町２丁目２番５号
債務者　石野　雅子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第５０１号
石川県河北郡津幡町字庄ニ６番地13、申立時の住所石川県河北郡津幡町字横浜は31番地エクセルハイツ横浜102号、従前の住所石川県河北郡津幡町字能瀬へ１番地16
債務者　辻　　尚美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５３４号
石川県かほく市高松レ21―69、住民票上の住所石川県かほく市外日角ホ83番地２
債務者　松浦　貴幸
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５３５号
石川県かほく市高松レ21―69、住民票上の住所石川県かほく市外日角ホ83番地２
債務者　松浦安輝子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１２１号
長野県松本市南原１丁目27番15号葉月荘201号、前住所長野県松本市大字新村508番地１山田方
債務者　中村　　孝
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３４４号
静岡県沼津市志下275番地の１
債務者　坂倉　　昇
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４６２号
静岡県熱海市下多賀172番地　めぐみマンション302
債務者　百瀬　美代
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４７７号
静岡県沼津市大岡308番地の１
債務者　金子　英司
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４８６号
静岡県熱海市泉240番地の196
債務者　竹内　**聖**子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４９９号
静岡県田方郡函南町畑毛698番地の417
債務者　髙畠　文子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５０８号
静岡県沼津市下香貫汐入2217番地の２　モラーダ・303号
債務者　三浦　良映
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５０９号
静岡県沼津市下香貫汐入2217番地の２　モラーダ・303号
債務者　三浦　茂美
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６号
三重県松阪市五月町1495番地１
債務者　松森　　努
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１１７号
三重県松阪市五月町1495番地１
債務者　松森ゆきみ
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第２９３号
三重県桑名市大字大福229番地
債務者　坂本　利春
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係